

警察庁丙審犯被発第 15 号
令和 5 年 10 月 12 日

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 殿

警察庁長官官房審議官
（犯罪被害者等施策担当）
江口 有隣
（公印省略）

令和 5 年度「犯罪被害者週間」について（協力依頼）

第 4 次犯罪被害者等基本計画（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）では、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組として、警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）」を設定し、当該週間に合わせて広報啓発活動を集中的に実施するとともに、地方公共団体に対して、広報啓発活動を実施するよう要請することとされています。

貴省におかれましては、本取組の趣旨を踏まえ、今年度の「犯罪被害者週間」における広報啓発活動の取組に御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴省の関係機関・団体等に対しても、本件について御周知くださいますよう、重ねてお願いいたします。

【本件担当】

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課 森山、気田、藤岡

電話 03-3581-0141（内 2817、2814、2815）

E-mail g.crimevictimes@npa.go.jp